

ネオリバー S-930



強力塗膜用浸漬型はく離剤(非塩素系)

ネオリバーS-930はジクロロメタンを全く含まない環境にやさしい浸漬型はく離剤です。常温で使用が出来ます。(冬期等は加温が効果的です)一般塗膜はもちろん比較的はく離が困難なウレタン樹脂系、エポキシ樹脂系等の塗膜に対して特にはく離力を発揮します。

| | | | |
|---|---|----------|--|
| 性 | 状 | 1. 外観 | 褐色透明液体 |
| | | 2. 臭気 | 酸臭 |
| | | 3. pH | 2.6±0.5 (20℃ 1%水溶液) |
| | | 4. 比重 | 1.10±0.02 (20℃) |
| | | 5. 燃焼性 | なし (作業上の注意4 参照) |
| | | 6. 金属腐食性 | 亜鉛、マグネシウム、高張力鋼には不可 |
| | | 7. 比熱 | 約 2.34×10 ³ J/kg・℃(0.56kcal/kg・℃) |

はく離性能 有効塗膜 メラミン、エポキシ、ウレタン樹脂系塗膜
参考はく離時間 60～90分 20℃
※ 塗膜厚みは標準1回塗りの厚みを標準とする。
※ 多層塗膜の場合(治具等)は24時間～。

- 使用方法
1. はく離剤を適合した材質のはく離槽に投入して下さい。
常温使用ですが、(冬季等加温する場合は40℃迄で)蒸発抑制の為に「シールオイル」をはく離槽の液表面積1㎡当り20～30g(厚み2～3cm)添加して下さい。
 2. 被はく離物をはく離剤に浸漬します。標準浸漬時間は60分以上が目安です。
 3. 塗膜が軟化膨潤又は溶解するのを待って引き上げます。
圧力水、ブラシ等を用いて水洗し、塗膜を除去します。(湯洗のほうが除去効果はあがります。)
 4. 水洗後、はく離不十分で再度浸漬する場合は、被はく離物の水分を出来るだけ取り除いて下さい。水分が入りますとはく離剤のバランスが変化し、性能が低下する場合があります。

荷 姿 18kg 18Lポリ内装石油缶



三彩化工株式会社

<http://www.sansai.com>

ISO 9001・14001 認証取得

本 社 ・ 工 場

本社・工場 〒531-0076 大阪府大阪市北区大淀中 3-5-30

大阪(営) TEL 06-6451-7851(代) FAX 06-6451-1187

東京(営) 〒273-0002 千葉県船橋市東船橋 1-29-15

東船橋ウエルズ 21 B号室

TEL 047-455-3711(代) FAX 047-455-3722

名古屋(営) 〒454-0013 愛知県名古屋市中川区八熊 1-3-10

TEL 052-321-2051(代) FAX 052-322-3790

広島(駐) TEL 090-3357-9824

ネオリバー S-930

作業上の注意

1. はく離槽の材質は、構造用鋼、ステンレス鋼（304, 316）が最適です。
はく離槽は、ジャケット形式の2重槽をお奨めします。温度計は必ず設置して下さい。
作業時以外にははく離槽に蓋をして下さい。
2. はく離槽内に適合した材質の籠（バケツ）を用意し、この中に被処理物を入れ籠のまま浸漬し、はく離を待って引き上げると能率的です。
3. 取扱の際は、手袋、保護眼鏡、エプロン等の保護具を着用して下さい。
4. 消防法上の危険物には該当しませんが、主成分は可燃性液体ですので火気との接触は絶対に避けて下さい。
5. 「シールオイル」が持ち出しにより減りますと蒸発抑制効果が少なくなります。シール層の厚みが2～3cmになる様に「シールオイル」を補給して下さい。
6. 加温用の熱源はスチームが最適です。投込み電気ヒーターでも可能です。サーモスタットを設置し温度の管理を徹底して下さい。
7. 本品は、有機溶剤を含む蒸気が発生しますので、局所排気装置等の排気設備を設けて下さい。
8. はく離した塗膜カスは、はく離作業量により1回／月程度の割合で除去して下さい。
9. 水洗水は水質汚濁防止法や下水道法に適合するように処理した後排出して下さい。
廃液は有資格産業廃棄物処理業者にて処理願います。

緊急時の措置

かかった場合 : 上水道等清浄な水で15分以上洗って下さい。その後医師の手当を受ける。

吸い込んだ場合 : 新鮮な空気の場合に搬送する。暖かくし、安静にさせて医師の手当を受ける。

関係法令

| | |
|--------------|--------------------|
| 消防法 | : 非危険物 |
| 労働安全衛生法による表示 | : 該当 (SDSにて確認ください) |
| 有機溶剤中毒予防規則 | : 非該当 |
| 毒物及び劇物取締法 | : 非該当 |
| 化学物質管理促進法 | : 非該当 |

その他の適用法令及び詳細な注意事項につきましては SDS をご参照ください